

④ 市税課
(☎21-1136)

森林環境税の課税が始まります 定額減税も実施されます

森林環境税と個人住民税均等割の税額^{*}

区分	市民税均等割	県民税均等割	森林環境税(国税)	計
令和5年度まで	3,500円	1,900円	-	5,400円
令和6年度から	3,000円	1,400円	1,000円	5,400円

^{*}平成26年度から、個人住民税均等割額に加算していた復興特別住民税1,000円(市民税均等割500円・県民税均等割500円)は、令和5年度で終了しました。

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が開始

令和6年度個人住民税(市民税・県民税)の定額減税を実施

○森林環境税とは
温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な財源を確保する観点から創設された国税です。

○課税される方
国内に住所がある個人

○税額
年額1000円

個人住民税(市民税・県民税)均等割と合わせて課税されます。

○定額減税の対象者
令和6年度分の個人住民税

に係る合計所得金額が1805万円以下の所得割納税者

○定額減税額(特別控除額)

①納税者本人：1万円

②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)：1人につき1万円

○定額減税の実施方法
①給与所得からの引き去り(特別徴収)

6月分の給与天引きを行う

わす、減税後の税額を11分割し、7月分から令和7年5月分まで給与天引きを行います。

②納税者本人による納付(普通徴収)

第1期分の税額から控除し、控除しきれない場合は

第2期分以降の税額から順次控除を行います。

③公的年金からの引き去り(年金特別徴収)

10月支払分の年金の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は12月分以降から順次控除を行います。

10月支払分の年金の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は12月分以降から順次控除を行います。

④ 資産税課
(☎21-1137)

ちょっと知りたい税金のこと ～固定資産税と都市計画税～

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、固定資産の所在する市へ納める税金で、市の財政を支えています。令和6年度は、土地と家屋の評価額を3年に一度見直す評価替え年度です。

都市計画税は、市の条例で定める区域内にある土地・家屋の所有者が固定資産税とともに納める税金です。都市計画事業や下水道事業のための費用に充てられます。

税金を納める方

土地・家屋の納税者は、不動産登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録された方です。償却資産の納税者は、市へ申告し償却資産課税台帳に登録された方です。税務署への申告(確定申告など)で減価償却資産を経費として計上している方は申告が必要です。

課税のしくみ

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて固定資産の評価額を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。課税標準額に税率を乗じた額が税額です。固定資

産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%です。土地は、地価公示価格または不動産鑑定評価から求められた1月1日時点の価格の7割をめどに、評価額を算定します。7月1日までに地価が下落した場合、翌年度の評価額の修正を行います。

新築家屋は、評価対象と同一のものを新築するとした場合に必要とされる建築費(再建築費)に、1年分の減価を考慮した率を乗じて評価額を算出します。既存家屋は、建築物の変動割合や、建築物の経過年数による減価を考慮した率を乗じて算定します。

償却資産は、土地および家屋以外の事業の用に供することができ資産で、取得価額を基本として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価額を算定します。

納税通知書と課税明細書

令和6年度分は、5月10日(金)に発送します。

課税明細書には、一筆一棟ごとに税相当額が記載されます。再発行はしませんので大切に保管してください。